

平成26年度第5回天童市教育委員会について（報告）

日 時 平成26年8月22日（水） 午前10時
場 所 教育委員会 第一議室

< 議 事 >

議第18号 平成26年度教育委員会所管9月補正予算（第3号）について
<可決する>

審議経過

委 員：私立高等学校に通う生徒の保護者等に対しての補助は、申請した20人全員へ支給するものか。

事務局：補助金の交付を受けるためには所得制限等の審査があり、申請されても該当にならなかった方もいます。今年度は、補助金交付規程に該当する20人の方全員に支給するものです。

委 員：上限が3万円ということだが、人によって差があるのか。

事務局：1年間に納める授業料との差額を支給し、その上限が3万円ということです。具体的には、国と県からの支援金等の上限が356,400円ですので、その額を超える場合、3万円を上限として支給するものです。学校の授業料は、特待生の場合、通信制の場合などでも違いますので、人によって差が出てきます。

< 報 告 >

（1）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について

<資料に基づき説明する>

説明要旨等

事務局：①教育行政の責任の明確化を図る。（委員長と教育長を一本化した新たな責任者「新教育長」を置くなど。）
②総合教育会議の設置、大綱の策定。
③国の地方公共団体への関与の見直し。（文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができるることを明確化する。）
④施行期日は平成27年4月1日。（ただし、現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。）

委員長：来年4月から施行される新しい教育委員会制度の改正点について説明がありました。今後は、関係部署等と詰めていくことになろうかと思いますが、その中で疑問点等が出たら報告をお願いします。

(2) 天童市教育振興基本計画策定方針について

<資料に基づき説明する>

説明要旨等

事務局：①社会経済情勢が次々と変化している中、国では教育基本法第17条第2項に基づく市町村の計画策定について、適切な対応を促している。

②これを受け、今日の社会経済情勢を的確に見据え、本市の特性を生かした教育の一層の振興を図り、新しい時代にふさわしい教育施策の方向性を明確化するため、天童市教育振興基本計画を策定する。

③6月の定例会で可決いただいた天童市教育振興基本計画策定懇談会委員の方々から、ご意見等をいただきながら年度内に策定する。

委員長：しっかりしたもののが出来上がれば、これまで以上に力強く推進できるので、大変な作業になると思うがよろしくお願ひします。

(3) 天童市いじめ防止対策の推進に関する条例の制定について（案）

<資料に基づき説明する>

経過説明等

事務局：教育委員会だけでなく市長部局との関係があるため、条例に関する内容、スケジュール等の話し合いを進める準備をしている段階です。内容については、前回の定例会で大まかに説明しましたが、まだ詰め切れていませんので、今後変更があり得るということをご理解ください。

(4) 天童市いじめ防止基本方針（案）について

<資料に基づき説明する>

経過説明等

事務局：先ほどの条例と関連していますので、同様に進めています。

委員長：条例の制定は、年度内を目指しているのか。

事務局：市長部局との調整もありますが、そのように考えています。

委 員：いじめ防止条例が施行された場合、現在抱えている市内中学生の死亡事案とはどのように関連してくるのか。

事務局：現在、市内中学生の死亡事案に係る第三者委員会を立ち上げるよう進めていますが、今回の案件のためだけの設置要綱として捉えていますので、この条例（案）とは別だてで関連はありません。この条例は、いじめ防止を推進していくための組織体制を作るための条例ですので、その中の一つとして、今回のような重大な事態が発生した場合の調査委員会について、条例の中で規定し組織を立ち上げ

るということになります。

(5) 天童市子ども読書活動推進計画の策定方針（案）について

<資料に基づき説明する>

説明要旨等

事務局：①平成13年12月に制定された法律に基づき、国・県の策定した推進計画を踏まえ策定するもの。

②教育振興基本計画策定に係る懇談会委員の方々からご意見等をいただきながら、今年度中に策定したいと考えている。

③計画に期間は平成27年度から5年間とし、0歳から18歳までを対象とした計画とする。

委員：すべての教科の基本は読解力である。小さいうちから本に親しむ習慣を身につけてほしいので、ぜひとも推進していただきたい。

(6) 平成26年度全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて

<資料に基づき説明する>

説明要旨等

事務局：①今年4月、小学校6年生、中学校3年生を対象に実施された。

②その結果が、8月25日に公表される。

③その結果の取扱いについては、国の実施要領に定める配慮事項に基づき、それぞれの教育委員会の判断で、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表は可能である。

④本市では、教育上の配慮や影響などを考慮し、公表は行わないこととした。

委員長：以前、新聞に市町村ごとの対応状況一覧が載っており、本市は検討中であったと思ったが、現在の県内の状況はどうか。

事務局：点数を公表するとしている市町村は、今のところ無いようです。

委員長：委員の皆さんから何かありませんか。

無いようですので、第5回教育委員会会議を終了します。